上福岡駅東口駅前広場整備事業代替地

解体工事仕様書

令和８年度

埼玉県土地開発公社

目次

１．共通事項
1-1 用語の定義
２．総則
2-1 工事の目的
2-2 工事概要
2-3 工事範囲
2-4 埋戻し工事
2-5 その他の工事等
2-6 法令・条例・規則の厳守
2-7 責任施工
2-8 経費負担
2-9 工事実績情報の登録
2-10 保険
2-11 建設業退職金共済制度
2-12 承諾申請図書
2-13 関係官庁届出・申請手続き
2-14 工事検査図書
2-15 検査及び試験
2-16 引き渡し
2-17 疑義
2-18 監督職員事務所
2-19 その他
３．安全・環境保全措置
3-1 安全管理（一般事項）
3-2 事故報告
3-3 交通及び保安上の措置
3-4 有害物の拡散・汚染防止
3-5 現場の美化
3-6 周辺環境保全と事故防止
3-7 工事車両について
3-8 作業日及び作業時間
3-9 環境保全基準
４．廃棄物の処理・処分
4-1 廃棄物の区分と処理・処分
５．汚染物等の事前調査結果及び追加調査、新規調査
5-1 アスベスト、PCB 調査
5-1-1 石綿(アスベスト)調査結果
5-1-2 石綿（アスベスト）追加調査
5-2 PCB 調査
5-3 アスベスト含有として扱う設備機器類
5-4 土壌調査
６．施設解体工事仕様
6-1 計画条件
７．一般共通仮設工事
7-1 仮設電気 工事用水、事務所、工事車両の搬入路
7-2 仮囲い
7-3 建屋外部足場
８．石綿（アスベスト）除去工事
8-1 石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の一部改正
8-2 吹付石綿の除去
8-3 煙突内石綿の除去
8-4 外壁仕上塗材除去
8-5 石綿含有成形板の除去
8-6 アスベスト含有材除去の各種法律の該当条項
９．解体発生材一時保管場所
１０．建屋地上部解体工事
10-1 建屋、構造物解体
１１．基礎杭撤去
１２．煙突解体
１３．地中埋設物
13-1 オイルタンク撤去
13-2 浄化槽撤去
１４．埋戻し工事
１５．周辺の騒音・振動測定
１６．その他

１．共通事項

本仕様書の位置づけ

本仕様書は、埼玉県土地開発公社（以下「発注者」という。）が行う、上福岡駅東口駅前広場整備事業代替地解体工事（以下「本工事」という。)に際し、発注者が工事請負業者（以下「受注者」という。）に対して要求する工事の仕様（以下「仕様書」という。）を示したものである。なお、本仕様書と他の設計図書は相互に補完するものである。

１－１　用語の定義

本仕様書に関する用語の定義。

表　用語の定義

関係法令等	略名	所管
労働安全衛生法	安衛法	厚生労働省
労働安全衛生規則	安衛則	厚生労働省
石綿障害予防規則	石綿則	厚生労働省
大気汚染防止法	大防法	環境省
建築物解体工事共通仕様書	解体工事共通仕様書	国土交通省大臣官房庁営繕部監修
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃掃法	環境省
建設副産物適正処理推進要綱	建設副産物処理要綱	国土交通省
建設工事公衆災害防止対策要綱	建設工事公衆災害防止対策要綱	建設省
建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止に関するガイドライン	建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止に関するガイドライン	国土交通省
建設工事に係る資材の再資源化に関する法律	建設リサイクル法	国土交通省
特定化学物質等障害予防規則	特定化学物質等障害予防規則	厚生労働省
廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル(改定版)	廃棄物処理施設解体石綿飛散防止対策マニュアル(改定版)	廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策検討委員会
建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿繊維飛散防止処理技術指針	仕上げ塗材技術指針	国立研究開発法人建築研究所及び日本建築仕上工業会
石綿則に基づき事前調査のアスベスト分析マニュアル［1.20 版］	アスベスト分析マニュアル［1.20 版］	厚生労働省
剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について	基安化発 0817 第 1 号	厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課
建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル 令和 3 年3 月	新飛散防止マニュアル	厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局大気環境課
石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 3 版）	石綿含有成形板等の処理他	環境省環境再生・資源循環局

２．総則

２－１工事の目的

本仕様書は発注者が行う本工事に適用する。

受注者は本仕様書、「建築物解体工事共通仕様書」及びアスベスト関係法令・規則・通知・マニュアル等に基づいて実施するものとする。関係法令等については、2-19 その他を参照すること。

また、「廃掃法」「建設リサイクル法」等に基づき、解体工事で発生する廃棄物を適切に処理するものとする。

２－２工事概要

工事名称 上福岡駅東口駅前広場整備事業代替地解体工事

工事場所 埼玉県ふじみ野市上福岡一丁目 6-2

工事期間 本契約の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

そ の 他 以下施設概要のとおり

施設概要

項目	内容
敷地面積	943.52m2
用途・構造・規模	銀行事務所・RC 造・地上 3 階建て（延べ面積 1,037.5m2）
その他施設	自家発電機設備、高圧受電設備、地中オイルタンク、浄化槽、受水槽、自転車置き場、フェンス、駐車場設備（埋設部分）、As 舗装、ブロック塀等
都市計画区域	区域内
都市計画決定	なし
用途地域	商業地域
防火・準防火	指定なし
その他	指定なし

２－３工事範囲

本工事は、上福岡駅東口駅前広場整備事業代替地の敷地内にある既存建築物、工作物、建築設備、外構構造物、地下埋設物及び埋設配管等を解体撤去するものである。

２－４埋戻し工事

地下構造物撤去後の埋戻しを行う。施工は公共建築工事標準仕様書による。解体跡地場内を整地する。整地高さは現況の舗装天端高を標準とする。

２－５その他の工事等

1）仮囲い設置・撤去

2）アスベスト除去仮設工事

3）工事に必要な事前調査（アスベスト、PCB 等）

4）汚染物の除去(アスベスト含有物等)

5）各種モニタリング（施工前、施工中、施工後）

6）廃棄物の収集、運搬、処理・処分

7）その他必要な工事

２－６法令・条例・規則の厳守

受注者は、工事上関係のある法令・条例・規則等を遵守し、必要な申請、届出、手続き及び関係官公署との調整等を行うこと。

２－７責任施工

本工事に係る全ての事項は受注者の責任により施工しなければならない。なお、内訳書に記載の数量は参考であり、本仕様書に明記されていない事項であっても、施工上又は性質上、当然必要と思われるものについては、全て受注者の責任において補足・完備させなければならない。

本工事において、受注者の責任によって生じた発注者又は第三者に対する損害については、受注者はその損害を補償すると共に一切の責任を負うものとする。

２－８経費負担

受注者は、本工事に必要な全ての経費を負担するものとする。

２－９工事実績情報の登録

受注者は、工事を実施するにあたり、工事実績情報登録のため（一財）日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（CORINS）に基づき「工事カルテ」を作成し、発注者の確認を受けたのち電子データを提出しなければならない。また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを発注者に提出しなければならない。

1）受注時の登録 契約締結後 10 日以内（土、日、祝日を除く）

2）契約内容変更時の登録 変更契約締結後 10 日以内（土、日、祝日を除く）

3）完了時の登録 工事完成後 10 日以内（土、日、祝日を除く）

２－１０保険

受注者は、本工事の施工にあたり、以下に示す必要な保険に加入すること。

1）火災保険

2）建設工事保険

3）土木工事保険

4）請負者賠償責任保険

5）労働災害保険（使用者賠償保険、法定外補償保険）

２－１１建設業退職金共済制度

受注者は、工事期間中、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）に係る所定の手続きをとること。

1）受注者は自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

2）受注者が下請契約を締結する際は下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること。また、建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。

3）受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書を工事契約締結後 1 ヶ月以内に発注者に提出すること。

なお、建退共対象労働者を使用しない場合は理由書を提出すること。

２－１２承諾申請図書

受注者は、施工にあたり、事前に承諾申請図書により発注者の承諾を得てから着工するものとする。提出部数は原則 2 部とする。

承諾図書一覧

図書	主要な内容	提出時期・留意事項
契約関係書類	着手届、工事工程表、現場代理人等指定通知書（各1 部）	契約時
施工体制台帳・施工体系図	契約書等の写し共 下請金額に関らず全ての工事・委託について建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けること。「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。	工事着手前 下請け契約締結時
工事現場組織表		工事着手前
下請人等一覧表	下請負人選定通知書、協力業者一覧表	下請け契約締結時
建退共受払簿、掛金収納状況報告書	その他退職金制度加入証明書	工事着手前
総合施工計画書		工事着手前
再生資源利用（促進）計画書	建設副産物情報交換システム（COBRIS）	工事着手前
各工種別の施工計画書	調査計画、アスベスト除去、仮設、廃棄物処理、モニタリング、解体工事、その他必要な計画書	該当工事着手前
各機器の搬入計画書	車両の搬入計画	該当工事着手前
主要機器の検査済証	集じん装置、分析機器等	該当工事着手前
各機器の運転方参考	連続モニタリング	該当工事着手前
各種計算書、検討書	解体前室・ヤード	該当工事着手前
安全管理要領書	各種安全管理内容	該当工事着手前
教育指導計画書	アスベスト特別教育	該当工事着手前
廃棄物処理計画	産業廃棄物収集、運搬、処分契約書 許可書、使用車両一覧表、処分場までの経路図、場所	該当工事着手前
その他必要な書類		

※作成様式、記載内容等詳細は監督員の指示によること。

２－１３関係官庁届出・申請手続き

受注者は、本工事の施工にあたり以下に示す関係官庁への届出・申請手続きを、発注者に報告した後に遅滞なく行うものとする。

各種届出手続き等リスト

名称	関係法令等	提出者（作成者）	提出先
適用事業報告	労働基準法施行規則第 57 条	元請業者	労基署
特定元方事業開始報告	労働安全衛生規則第 664 条	元請業者	労基署
建設工事計画届	労働安全衛生法第 88 条 3 項 安衛則 90 条、91 条 2 項	元請業者	労基署

分別解体等の計画書	建設リサイクル法第 13 条	元請業者	県
再資源化等報告書	建設リサイクル法第 18 条	元請業者	県
説明書（届出書）	建設リサイクル法第 12 条	元請業者	県
特定建設作業届出	騒音規制法第 14 条 振動規制法第 14 条	元請業者	ふじみ野市
建築物除却届	建築基準法第 15 条	元請業者	県
アスベスト関係の届出	調査報告書等 その他必要に応じて	元請業者	労基署・公社・県
その他本工事に必要となる手続き			

２－１４工事検査図書

受注者は、工事工程に基づき、適切な時期に発注者が指示する次の図書を原則各 2 部提出する。

工事検査図書

書類	**備考**
実施工程表	出来高曲線記入
安全関係書類	災害防止協議会活動記録、安全教育（新規入場者研修記録、TBM、KY 活動記録、）、安全パトロール結果、過積載防止対策記録、重機自主点検記録、足場点検表等
打合議事録	各種打合せ簿
工事日報	写真付き 職種別作業人員及び作業内容、主要材料の入荷状況、各種試験・検査実施状況、打合せ会議の実施状況、天候、気温など工事の全般的な進行状況を記録 職種別作業人員は月別累計及び最終累計を集計
工事写真	施工中影響が予想される工事使用道路、工作物等については着工前の状況を撮影しておく。 ・共通仮設物 ・安全管理状況、使用重機、運搬車両等 ・過積載防止対策 ・着工前・施工状況・材料検収・品質管理・出来型、検査記録、 試験記録
月間及び週間工程表	
月間工事進捗状況報告書	毎月末日までの進捗状況を監督職員に報告する。 出来高記録、進捗グラフ、工事記録、打ち合わせ記録、工事写真等添付
工事施工協議書	一覧表共
現場立会い検査願	自主検査報告書含む
連続測定モニタリング報告書	月毎
仕様材料承諾書	JIS,JAS 規格品証明書等共
仕様材料一覧表	メーカー名、所在地、電話番号、担当者名記載
施工図・承諾図等	
納品書及出荷証明書	
マニフェスト	D、E 票
再生資源利用（促進）実施書	データ共

各種分析結果一覧表及び報告書	証明書共
保険書等	該当ある場合
竣工図	
竣工写真	
社内検査報告書	
その他、発注者が指示する図書	

2-15 検査及び試験

施工に係る検査及び試験は、下記により行う。

1）受注者は、次の検査を計画して適切に実施すること。検査及び試験は、原則として発注者の立会のもとで行う。なお、発注者の検査前には自主検査を行うこと

① 施工検査（各種段階検査）

② 完成検査

③ その他発注者が指示する検査

2）検査及び試験は、あらかじめ発注者の承諾を得た検査（試験）要領書に基づいて行うこと。

3）施工に係る検査及び試験の手続きは受注者において行い、これに要する経費は受注者の負担とする。

4）受注者は、発注者の承諾を得て工事が終了したとき、工事完成届けに工事終了後の環境モニタリング等の各種検査結果を添えて完成検査を申請する。

2-16 引き渡し

工事の完成後、正式に引き渡しをする。工事の完成とは「工事範囲」に記載された工事をすべて完了し、工事完成届の提出後、発注者の完成検査を受けて、合格した時点とする。

2-17 疑義

受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定する。

2-18 監督職員事務所

監督職員事務所は不要

2-19 その他

本工事の施工にあたっては、下記の関係法令・条例・通知・通達・指針・要綱・マニュアルの最新版を適用する。

主要な関係法令・条例・通知・通達・指針・要綱・マニュアル

項目	関係法令等	所管	内容	備考
共通	労働安全衛生法	厚生労働省	事前届出他	
	労働安全衛生規則	厚生労働省	事前届出	
	大気汚染防止法	環境省	事前届出	
	騒音防止法	環境省	作業中の騒音	特定建設作業
	振動防止法	環境省	作業中の振動	特定建設作業
	建設リサイクル法	国土交通省	再資源化	
	建設副産物適正処理推進要綱	国土交通省		平成 14 年
	建築基準法	国土交通省		

	建築物解体工事共通仕様書	国土交通省	解体工事共通仕様書	
	建設工事に係る再資源化等に関する省令	国土交通省	再資源化	リサイクル
	特定建設資材に係る分別解体等に関する省令	国土交通省	分別解体等に関する省令	
	建設工事公衆災害防止対策要綱	建設省		
	建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン	国土交通省	外壁の崩落等による公衆災害防止全般	
	特定化学物質等障害予防規則	厚生労働省		
	建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿繊維飛散防止処理技術指針	国立研究開発法人建築研究所及び日本建築仕上工業会	仕上げ塗材技術指針	平成 28 年 3 月
	石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 3 版）	環境省環境再生・資源循環局	石綿含有成形板等の処理	令和 3 年 3 月
	アスベストモニタリングマニュアル（第 4.1 版）	環境省	解体現場等の測定方法	平成 29 年 7 月
	石綿則に基づき事前調査のアスベスト分析マニュアル（1.2 版）	厚生労働省	アスベスト分析マニュアル	平成 30 年 3 月
	剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について	厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課	令和 2 年基安化発 0817 第 1 号	令和 2 年 10 月 19 日
	建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル 令和 3 年 3 月	厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境省水・大気環境局大気環境課	石綿含有の吹き付け材、断熱材、保温材、耐火被覆材、成型板等の除去に関するマニュアル	令和 3 年 3 月
イオン化式煙感知器	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	経済産業省	イオン化式煙感知器の除去、メーカー回収	令和元年 6 月
	放射線障害防止法	経済産業省	イオン化式煙感知器の輸送、メーカー回収	昭和 32 年 6 月
PCB	PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	環境省	PCB 廃棄物全般	平成 13 年 7 月
その他	その他関係法令及び規格			

3．安全・環境保全措置

3-1 安全管理（一般事項）

「労働安全衛生法」等の関連法規を遵守するとともに、中央労働災害防止協会・建設業労働災害防止協会等の出版物等を参考にして、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害防止に努めること。

1）現場ではヘルメットを完全着用し、危険な箇所等においては必ず保護具等の着用の上、作業を行うこと。

2）電源（発電機）・電気工具・投光器・電気機械器具等は、十分整備されたものを使用すること。また、漏電防止に十分留意すること。

3）火器使用に際しては、周囲の状況を把握し、災害防止に注意すること。

4）高所作業に際しては、常に足場の確保に注意し、転落防止のための防護対策をとること。また荷揚げ用ウインチ・ゴンドラ等は十分に点検・整備されたものを使用すること。なお、高所以外でも作業中転落の恐れがある場合は、足場を組み安全ベルト等の転落防止措置を施し、無理な作業を行わないこと。

5）タンク内部・地下室等空気流入の少ない場所、ガス発生の恐れがある場所での作業は、事前に酸素濃度・有害ガスの有無を測定し、危険のない状態で作業を行うこと。

6）工事現場においては労働災害及び公衆災害の防止に努めるとともに全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行い、結果を工事日誌へ記録するほか記録写真も整理のうえ提出すること。

7）隣接道路の通過車両、歩行者等の安全を常に第一優先とすること。

3-2 事故報告

受注者は、作業中に事故があった場合は、直ちに措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、速やかに発注者に報告すること。

3-3 交通及び保安上の措置

受注者は、一般道路において歩行者や一般車両の交通の妨げとなる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上の注意をしなければならない。なお、工事車両が利用する道路は、商業地域の生活道路であり、特に朝夕の通勤・通学時間帯は歩行者の安全を第一とすることとし、重機などの大型車両の運搬時には、作業現場出入口以外の通行箇所にも必要に応じて誘導員を配置するなど、安全対策に万全を期すること。

敷地の前面道路は常に歩行者や車両の通行が多いため、敷地内への搬入・搬出については周辺の通行を妨げないよう計画し、交通保安要員は工事着手から常設とする。

3-4 有害物の拡散・汚染防止

受注者は、石綿等の有害物の拡散・汚染がないよう適切な工法により解体撤去工事を実施すること。

3-5 現場の美化

安全衛生管理面のほか、作業環境の改善、作業現場の美化に努めること。また周辺地域は路上喫煙禁止区域に指定されているため喫煙所は敷地内の一箇所にまとめ分煙を進めること。副流煙による周辺への煙害に対しても配慮をすること。

3-6 周辺環境保全と事故防止

搬入・搬出車両のアイドリングを禁止すること。また、ほこりや土砂等の飛散、流出の防止、前面道路・隣地への濁水流入防止等、周辺環境の保全に努めること。

1）工事期間中は工事内容を工事現場の見やすい場所に明示し、施工にあたっては近隣住民及び通行人など第三者に対する安全確保に万全を期すこと。

2）工事に伴う振動、騒音、埃等による周囲環境等への影響を最小限に抑えるよう低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の重機の使用、現場内の散水に留意すること。

3-7 工事車両について

工事期間中の工事車両は次の事項に留意すること。

1）過積載による違法運行の防止

積載荷重制限を超えて廃棄物、スクラップ、土砂等を積み込ませないこと。

2）入退場は南側の一方通行の道路からとし、破損、汚損等に注意し、万一損傷を与えた場合は速やかに原形復旧すること。また、工事完了後に着工前との比較確認ができるよう着工前の調査、確認、記録等を入念に行うこと。

3）過積載を行っている資材等納入業者からの資機材等購入は行わないこと。

4）資機材等の運搬にはさし枠装着車、物品積載装置等の不正改造車両、不表示車等を使用しないこと。また、同車両からの資機材等の引き渡しを受けないこと。

5）下請業者や資機材等納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車両を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

6）飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。

7）土砂等の運搬に関する事業者の選定に当っては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第１２条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。

8）退出の際は、土、泥で道路を汚さないよう務めること。汚れた場合は速やかに清掃すること。

3-8 作業日及び作業時間

工事は、原則として日曜日、祝日、お盆、年末年始は行わない。また、工事現場での作業時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分ごろとする。工事範囲内にはみだりに第 3 者が入れないよう安全柵（万能鋼板）を施すとともに、夜間及び休日は門扉の施錠を行う。なお、中断が困難な作業、重機の搬出入等でやむを得ない作業は、事前に発注者の承諾を得た上で作業することができる。

3-9 環境保全基準

1）環境保全基準

(1)大気質（敷地境界及び負圧集じん機出口で）

アスベスト 10 本/L 以下

(2)騒音・振動

解体工事における敷地境界の騒音及び振動は各種法令を適用する。

本工事の作業区域は以下のとおり。

特定建設作業の関する騒音の基準(１号区域)

規制種別	**区域**	**特定建設作業**
作業時間	第１号	午後７時から翌日午前７時禁止
基準値	第１号	85db 以下
１日当たり最大作業時間	第１号	10 時間以内
連続最大作業日数	第１号	連続６日間以内
作業可能日	第１号	日曜、その他の休日禁止

特定建設作業の関する振動の基準(１号区域)

規制種別	**区域**	**特定建設作業**
作業時間	第１号	午後７時から翌日午前７時禁止
基準値	第１号	75db 以下
１日当たり最大作業時間	第１号	10 時間以内

連続最大作業日数	第 1 号	連続 6 日間以内
作業可能日	第 1 号	日曜、その他の休日禁止

2）特に注意を必要とする周辺施設

隣地にある建築物、周辺建築物及び民家

4．廃棄物の処理・処分

4-1 廃棄物の区分と処理・処分

本工事に伴い発生する廃棄物は、「廃掃法」、「建設リサイクル法」、「アスベスト障害予防規則」等に基づき、適正に処理・処分するものとする。なお、廃棄物の運搬、処理、処分を委託する場合は事前に発注者に承諾を得ること。以下に、一般的な廃棄物の処理・処分について示す。

廃棄物の処理・処分

廃棄物の種類	**処理・処分**
廃石綿 石綿含有保温材を除去したもの（設備機器のダクト保温材等含）	廃石綿に該当するものは特別管理産業廃棄物として、適正に処理するものとする。
石綿含有産業廃棄物	産業廃棄物として適正に処理するものとする。
保温材（ロックウール、グラスウール等で石綿を含まないもの）	産業廃棄物として適正に処理するものとする。
保護具等	石綿含有建材除去作業に用いた保護具は、廃石綿として適正に処理するものとする。
コンクリートガラ、アスファルトガラ、木質系廃材	建設リサイクル法にしたがって、中間処理にて再利用とするものとする。
建設混合廃棄物	発生の抑制に努め、発生した廃棄物は産業廃棄物として適正に処理するものとする。
薬品類、油脂類	施設内に残置されている薬品類、油脂類は、産業廃棄物として適正に処理するものとする。
鉄類、電線類	スクラップとして、処理するものとする。
PCB 含有疑いのある機器	含有の疑いがある機器が発生した場合は、発注者に引渡すものとする。
消火器	メーカー回収
フロンガス	破壊会社処理
イオン化式煙感知器	社団法人日本アイソトープ協会回収
その他の残置物	産業廃棄物として適正に処理するものとする。

5．汚染物等の事前調査結果及び追加調査、新規調査

5-1 アスベスト、PCB 調査

5-1-1 石綿(アスベスト)調査結果

2006 年及び 2025 年に事前調査を行った結果を別紙施設別アスベスト調査結果報告として参考に示

す。

5-1-2 石綿（アスベスト）追加調査

2006 年に調査（2006)、調査していない箇所及び規制対象の強化により 2025 年再調査（2025）を行ったアスベスト調査報告結果を参考に示す。また、本工事では以下の１から１７までの検体の追加調査を想定する。

アスベスト追加調査

		部材名称	階数	部位	アスベスト	推定含有率	含有箇所	室名
1	内部	アスファルト防水	3	床				厨房／ボイラー室
2		モルタル(金ゴテ)	2･3	床				ロビー／営業室／支店長室等
3		防水モルタル(金ゴテ)	1･2･3	床				風除室／営業室／会議室等
4		塩ビ床タイル	1･2･3	床				風除室／会議室等
2006		ビニルタイル	3階	床	不検出			食堂
2006		ビニルタイル	3階	床	不検出			廊下 2
2006		ビニルタイル	2階	床	不検出			営業室
5		プラスターボード	3	壁				ロッカー室／旧宿直室(現書庫)
6		パーライトモルタル(金ゴテ)	1･2	壁				金庫室／貸金庫室
7		不明なボード	2	天井				支店長室
8		大平板	1･2･3	天井				便所／湯沸室等
2006		岩綿吸音板	1･2	天井	クリソタイル			2F営業室
9		不明な部材●●●ライト	B階段	壁				階段室腰壁
2025		リシン吹付	1階	壁	不検出			ポンプ室壁
2025		リシン吹付	3階	梁	不検出			旧ボイラー室梁
2025		リシン吹付	1階	天井	不検出			金庫室天井
2025	外部	アスベストラックス	南面	外壁	クリソタイル、アモサイト	0.1%-5%、5%-50%	アスベストラックス	カーテンウォールパネル内部
2025		仕上塗材 アクリルリシン	南面	外壁	クリソタイル	0.1%-5%		
2025		仕上塗材 アクリルリシン	東面	外壁	クリソタイル	0.1%-5%		
2025		仕上塗材 アクリルリシン	西側	外壁	クリソタイル	0.1%-5%		
10		プロベスト吹付						カーテンウォール層間パネル裏打
11		ジュラクロン仕上		外壁				
2025		アスファルト防水		屋根	クリソタイル	0.1%-5%		
12		増築部 リシン吹付		屋根				
13		磁器タイル下地モルタル	南面	根廻り				

14		大平板	東面	軒裏	
2025	煙突	カポスタック		煙突	アモサイト　　5%-50%　　ボイラー室煙突内(断熱材)
15	設備	給水保温材付配管			アスベスト含有として扱う
16		配管フランジパッキン			アスベスト含有として扱う
17		ダクト接続部パッキン			アスベスト含有として扱う

5-2PCB 調査

PCB は本工事で調査するものとする。

場所	機器	数量	備考
キュービクル、自家発電変換機	変圧器	3	2008 年製造（PCB 不使用）のため 1 のみ分析
キュービクル	高圧進相コンデンサ	1	2008 年製造（PCB 不使用）のため分析不要
事務所内	照明器具	210	文献調査
計	分析	1	

照明器具は取り外してメーカーに PCB 含有の有無を問い合わせるものとする。（証明書の提出）

5-3 アスベスト含有として扱う設備機器類

設備機器の解体を行う前に、機器保温材、ガスケット、パッキン等の調査を行う。なお、数量はアスベスト追加調査表中の３検体とする。

5-4 土壌調査

地下オイルタンク撤去時にタンク周囲の土壌（油分含有）分析を実施する。

土壌サンプルの採取はタンク撤去直後に行うこと。なお、作業中に底面や周囲の土壌に油のにおいや変色がないか確認し、状況写真を残すこと。

６．施設解体工事仕様

6-1 計画条件

解体工事は、事前調査結果に基づいて解体作業に従事する作業者の安全確保、汚染物の飛散等による周辺環境への汚染防止及び廃棄物の適正な処理の作業計画を立案し、汚染物除去、解体作業を実施するものとする。

建屋解体時は、隣地建築物や前面道路が近接しており、歩行者や車両の往来が多く解体方法や、養生方法、作業時間が制約を受ける。詳細は監督職員と協議するものとする。

７．一般共通仮設工事

7-1 仮設電気 工事用水、事務所、工事車両の搬入路

工事に必要な電気、用水は全て、受注者にて、用意（費用負担共）するものとする。
なお、電気は仮設・上水は臨時にて引込むものとする。

請負者の事務所は必要に応じて設置し、駐車場は近隣のコインパーキングを利用すること。前面道路や周辺への駐車は厳禁とする。また、負圧集じん装置等に使用する電気は発電機を用意するものとする。工事用車両は、原則場内とする。

7-2 仮囲い

仮囲いは万能鋼板（H=3.0ｍ)を基本とする。

7-3 建屋外部足場

建屋外部足場はアスベスト除去時の密閉養生用として設置する。枠組本足場（くさび緊結式足場抜止め機能付）とし手摺先行方式とする。なお、設置に関しては、必要な個所に設置するものとし、解体物が落下しないよう朝顔等の設置など必要な対策を行うものとし、設置個所は１昭和４６年新築時工事竣工図の図面 No1（配置図、案内図、敷地図）を参照し受注者が安全対策を考慮した足場を設置するものとする。

解体時には必要箇所に防音パネル・防音シートを使用することとし、その他は転落防止用として養生ネットを設置する。設置個所は１昭和４６年新築時工事竣工図の図面 No１及び No５から No７を参照するものとする。

施工に関しては労働安全衛生関係法令を遵守し、墜落等の労働災害の防止を図るものとする。

８．石綿（アスベスト）除去工事

8-1 石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の一部改正

これまで、厚生労働省と環境省は、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法が改正されたことを機に、各マニュアルを統合し「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル令和 3 年 3 月」として取りまとめている。(本仕様書では、以下「新飛散防止マニュアル」と呼ぶ。)

本工事の石綿除去は、この新飛散防止マニュアルを遵守して施工するものである。また、受注者は、施工前に、新飛散防止マニュアルにより、発注者に自らの調査結果を報告するものとする。除去に当たっては、新飛散防止マニュアルを遵守して施工するものである。

本工事の石綿含有物の調査結果は 5-2 アスベスト追加調査のとおりである。

8-2 吹付石綿の除去

アスベスト追加調査表 10 プロベスト吹付材の作業区域はレベル 1 とする。

8-3 煙突内石綿の除去

アスベスト追加調査表 2025 カポスタックの作業区域はレベル 2 とする。

8-4 外壁等仕上塗材除去

外壁仕上塗材・内壁仕上げ塗材及び屋上アスファルト防水の除去の作業区分はレベル 3 とする。

8-5 石綿含有成形板の除去

一般建材中の石綿含有建材の除去の作業区分はレベル 3 とする。なお、含有と同様の建材もみなし含有とする。

8-6 アスベスト含有材除去の各種法律の該当条項

除去に当たっては、新飛散防止マニュアルを遵守して施工するものである。

以下に石綿含有材の除去作業に係る石綿飛散防止対策による「大防法・石綿則・廃掃法の規則」の該当項目を示す。

建築物等の解体等の作業における石綿障害予防規則適用一覧

令和６年４月１日施行

実施項目	吹付け石綿の処理【レベル1】		石綿含有保温材・耐火被覆材・断熱材の解体・改修【レベル2】		石綿含有成形品(成形板等)の解体・改修【レベル3】	石綿含有仕上塗材の除去	石綿製品の取い作業(ばく露するおそれのない作業は除く)
	除去、封じ込め及び石綿等の切断等の作業を伴う囲い込み	左記以外の囲い込み	石綿等 の切断、穿孔、研磨等の作業を伴う作業	左記以外の作業			
事前調査及び分析調査（第 3 条）注1）	○	○	○	○	○	○	×
作業計画（第 4 条）	○	○	○	○	○	○	×
事前調査の結果等の報告（第 4 条の 2）注2）	○	○	○	○	○	○	×
作業の届出（第 5 条）注3）	○	○	○	○	×	×	×
吹付け石綿及び石綿含有保温材等の除去における作業場所の隔離・負圧（措置）（第 6 条）	○	×	○	×	×	×	×
成形板等（成形品）除去時の措置（第 6 条の 2）	×	×	×	×	○注4）	×	×
仕上塗材を電動工具で除去する際の措置（第 6 条の 3）	×	×	×	×	×	○注5）	×
除去以外の労働者の立入禁止／表示（第 7 条）	×	○	×	○	×	×	×
請負人に石綿使用状況の通知（第 8 条）	○	○	○	○	○	○	×
注文者の衛生コストに対する配慮（第 9 条）	○	○	○	○	○	○	×
切断等の作業の措置：湿潤化等（第 13 条）注6）	○	○	○	○	○注7）	○注7）	○
切断等の作業の措置：保護具等（第 14 条）	○注8）	○	○	○	○	○	○
関係者以外の立入禁止／表示（第 15 条）	○	○	○	○	○	○	○
石綿作業主任者の選任／職務（第 19~20 条）	○	○	○	○	○	○	○
特別の教育の実施（第 27 条）	○	○	○	○	○	○	×
洗浄設備（第 31 条）	○	○	○	○	○	○	○
容器等（第 32 条）	○	○	○	○	○	○	○
使用された器具等の付着物の除去（第 32	○	○	○	○	○	○	○

条の 2)							
喫煙等の禁止／掲示（第 33~34 条）	○	○	○	○	○	○	○
作業の記録（第 35 条）注9）	△	△	△	△	△	△	△
作業計画による作業の記録(第 35 条の 2)	○	○	○	○	○	○	×
作業環境測定、評価／措置（第 36~39 条）注 10)	△	△	△	△	△	△	△
健康診断の実施／報告（第 40~43 条）注9）	△	△	△	△	△	△	△
呼吸用保護具の備付け（第 44~45 条）	○	○	○	○	○	○	○
保護具の持ち帰り禁止（第 46 条）注 11)	○	○	○	○	○	○	○

・対象となるのは、石綿及び石綿含有率が０.１重量％を超える製剤(製品)であり、石綿とは、繊維状を呈している①クリソタイル(白石綿),②アモサイト(茶石綿),③クロシドライト(青石綿),④トレモライト,⑤アクチノライト,⑥アンソフィライトをいう。

・解体等に際しては、石綿障害予防規則だけでなく、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針、関連通達等を参考にして作業を実施することが必要である。

なお、適用の有無は、○：適用、△：場合によって適用、×：適用せず として示した。

注１）建築物及び船舶の事前調査を行う者ならびに分析調査を行う者は資格が必要。

注２）床面積が 80 ㎡以上の建築物の解体工事、請負金額 100 万円以上の建築物の改修及び工作物の解体・改修工事、20 ㌧以上の船舶の解体・改修工事。

注３）建設業・土石採取業は、安衛法第 88 条による届出（14 日前まで)。

注４）特に石綿等の粉じんが飛散しやすいものの場合は隔離（負圧不要）して常時湿潤化又は除じん性能を有する電動工具を使用。現状、けい酸カルシウム板第一種が該当。

注５）電動工具（電動ディスクサンダー・電動グラインダー）を使用する場合は隔離（負圧不要）して常時湿潤化又は除じん性能を有する電動工具を使用。

注６）湿潤化が困難な場合は、除じん性能を有する電動工具を使用。

注７）一部は、第６条の２第２項又は第６条の３で規定。

注８）電動ファン付き呼吸用保護具又は同等以上の性能を有する呼吸用保護具を使用。

注９）常時作業の場合。

注 10）６ヶ月以上継続して作業を行う場合。

注 11）保護具に付着した石綿を除去した場合は適用外。

備考１：

①吹付け石綿には、吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有吹付けバーミキュライト、石綿含有吹付けパーライトがある。

②石綿含有耐火被覆材とは、石綿含有耐火被覆板、石綿含有けい酸カルシウム板第二種がある。

③石綿含有断熱材には、石綿含有煙突用断熱材、石綿含有屋根折版用断熱材がある。

④石綿含有保温材には、石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有バーミキュライト保温材、石綿含有不定形保温材（石綿含有水練り保温材）がある。

備考２：

厚生労働省、環境省「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和 3 年 3 月)」等が参考になる

引用：一（社）JATI 協会

９．解体発生材一時保管場所

解体工事で発生する各種産業廃棄物の一時保管場所が必要な場合で外部保管する場合は、外部に汚染物が流出しないよう措置をするものとする。なお、一時保管場所での管理は廃掃法を遵守すること。

１０．建屋地上部解体工事

10-1 建屋、構造物解体

建屋・構造物解体は油圧式圧砕、せん断工法等にて解体する。大きさは受入先の条件を満たす寸法とする。周辺への騒音・振動に配慮し、解体物の床への直接落下を極力抑えて解体すること。

南、北西側は道路と西側は隣接建築物との離隔が少ないので、解体方法に留意が必要となる。

解体中は、散水を行い、粉じんの再浮遊を抑えること。

解体重機は、低騒音型で排ガス規制対応型とする。

１１．基礎杭撤去

基礎杭の撤去範囲は以下のとおり、全て撤去するものとする。

基礎杭の撤去数量

杭種	杭径	長さ（m）	数量（本）	備考
PC 杭	φ３００	5	３４	
PC 杭	φ３５０	5	１３	
計			４７	

※杭長は構造計算書の柱状図による。

１２．煙突解体

煙突は、内筒を機械で洗浄後、躯体は重機での解体とする。

１３．地中埋設物

13-1 オイルタンク撤去

現在オイルタンクの使用が確認できていないため既に撤去されている可能性があるが、設置個所を掘削し、タンク本体や基礎底版等が存在しないことを確認すること。また、底版などが確認された場合は全て撤去するものとする。

オイルタンクは掘り起こして完全に撤去するものとする。

13-2浄化槽撤去

浄化槽は現在使用されていない。生放流への接続切替の際に撤去されているものと考えるが、浄化槽の設置されていた箇所を掘削し、浄化槽本体の壁面や底版、基礎等が残置されていないことを確認すること。また、一部でも残置されていた場合は、全て撤去するものとする。

浄化槽は掘り起こして完全に撤去するものとする。

１４．埋戻し工事

埋戻しは、発生土及び購入土とする。購入土は、地歴と土対法の第二種特定有害物質溶出基準値、含有基準値以下とダイオキシン類250pg-TEQ/ｇ以下であることの証明書を提出すること。

また、構造物解体後、敷地の仕上げ高さは、その周辺の高さにわせるものとし、外周に溝を掘り雨水等の溢水がないようにすること。

１５．周辺の騒音・振動測定

解体工事による環境へ影響の有無を調べるために、施工開始前に敷地境界での暗騒音・暗振動を測定するものとする。なお施工中は連続測定とする。

周辺騒音・振動測定

サンプリング箇所	施工前	施工中	施工後
敷地境界	4か所	－	－

１６．その他

解体工事に先立ち、周辺家屋の事前及び事後調査を実施するものとする。調査範囲は既存住宅状況調査方法基準に基づくものとする。

一部隣地への越境、隣地からの越境があるので、仮囲い等仮設設置時には注意が必要である。また、外構において本敷地の工作物に荷重をかけ設置された物件も存在するため、撤去する際には隣地所有者との十分な調整が必要となる。(越境調査図参照)

蛍光管はリサイクル施設に持ち込み、リサイクル処理するものとする。

本仕様書及び設計図書に記載ないもの、設計数量の増減については発注者、受注者双方で別途協議して決定するものとする。

本工事の工期延長については必要に応じ発注者、受注者双方で別途協議して決定するものとする。